

3 地形図作成業務特別仕様書記載例

地形図作成業務特別仕様書記載例		
項 目	内 容	
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	〇〇事業〇〇業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目的) 第1-2条	本業務は、〇〇事業の一環として建設される〇〇の地形図作成を行うものである。	
(場所) 第1-3条	業務位置は、〇〇県〇〇市(郡)で、別添位置図に示すとおりである。	
(業務概要) 第1-4条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章に示すものとする。 (1) 撮 影 撮影縮尺 1/〇,〇〇〇 〇コース(撮影面積 A=〇〇. 〇 k m2) (2) " " 1/〇,〇〇〇 〇コース(撮影面積 A=〇〇. 〇 k m2) (3) 新規図化 A=〇. 〇 k m2(図化縮尺 S=1/〇,〇〇〇) (4) " A=〇. 〇 k m2(図化縮尺 S=1/〇,〇〇〇)	
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 (1) 測量作業規程第252条(空中写真測量 作業計画)については事前に監督職員と打合せ承諾を得るものとする。 (2) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。	

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
・作業の目的を簡潔に記載する。		第1条	第1条
		第13条	第16条
・業務請負契約書や共通仕様書に記載されていない事項で、測量作業の内容に応じ、必要なものを記載する。 ・伐採等による有価木の補償を伴う場合は、発注者の補償している範囲(規格、数量等)を示すとともに、受注者の負担を具体的に記載する。 ・伐採等の補償の全額を受注者に負担させる場合は、その旨を記載する。 ・ISO9000s認証取得(JIS Z9002-1994[ISO9002:1994]を条件として発注する場合は、以下の内容を記載するものとする。			
項 目	内 容		
(履行義務) 第1-9条	1 本業務の実施に当たっては、設計図書による他、受注者が認証取得している適用規格の要求事項に基づく品質システムにより行う。 2 契約締結後、適用規格の認証の維持に関して不測の事態及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、これに当たるものとする。 3 受注者は、品質システムを適用した品質管理活動に関して、監督職員が行う調査等に対し、協力するものとする。なお、調査への協力に係る費用は受注者の負担とする。		
(品質システム文書の取扱い) 第1-10条	1 受注者は、品質システム文書(品質マニュアル、作業手順書、品質計画書)のうち、当該業務の品質計画書を、当該業務の業務計画書の提出期限までに、監督職員に提出するものとする。 なお、本業務を同一の受注者の複数の組織間で実施する場合で、かつ各組織毎に別々に認証取得している場合には、各組織毎に当該業務の品質計画書を作成し、提出するものとする。 2 本業務を同一受注者の複数の組織間で実施する場合は、当該業務の品質計画書において、各組織との関係を明確に記述するものとする。 3 受注者は、従来どおり業務計画書を提出するものとするが、業務計画書と当該業務の品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、相互に参照または引用する構成で作成することも可とする。		
(品質システムの変更) 第1-11条	受注者は、第1-10条1の規定に基づき提出した当該業務の品質計画書の変更が必要な場合は、速やかに変更内容を監督職員に提出するものとする。		

作成要領及び留意事項			
内 容		契約書	共通仕様書
(発注者への協力) 第1-12条	1 受注者は、発注者が設定する場において、発注者が作成した品質システム文書、品質記録等及び調査報告書等についての説明を求められた場合は、これに協力するものとする。 2 受注者は、監督職員が当該業務の品質システム運用状況の把握を行うため、品質システム文書に関する関係資料の提示、または提出及び説明を求めた場合には、これに協力するものとする。		第11条 第12条 第38条
現場技術業務（事業促進型）の調整等の対象とする業務の場合に記載する。 なお、業務契約時に技術員等を示していなくても、必要に応じて打合簿等で通知することができる。 ・本業務で使用する図面が、日本測地系から世界測地系に準拠した座標に変換されているかを確認する。変換されていない場合は、その旨を記載する。 （記載例） 日本測地系座標			
・貸与資料は、個々の作業において必要なものを記載する。 （記入例） 本測量作業に関係する測量成果物、報告書等 ・支給材料（物品）がある場合は、次条に（支給材料）としてその内容を記載する。		第16条	第5条 第13条

地形図作成業務特別仕様書記載例																													
項 目	内 容																												
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	本作業における作業項目及び数量は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>作業項目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>撮影 地図情報レベル〇〇〇〇</td><td>〇〇. 〇km²</td><td>〇コース</td></tr><tr><td>撮影 地図情報レベル〇〇〇〇</td><td>〇〇. 〇km²</td><td>〇コース</td></tr><tr><td>標定点測量</td><td>〇〇箇所</td><td></td></tr><tr><td>対空標識設置</td><td>〇〇箇所</td><td>地上設置</td></tr><tr><td>対空標識設置</td><td>〇〇箇所</td><td>樹上設置</td></tr><tr><td>図化面積 地図情報レベル〇〇〇〇</td><td>〇〇. 〇km²</td><td>図化幅 b = 〇〇m</td></tr><tr><td>図化面積 地図情報レベル〇〇〇〇</td><td>〇〇. 〇km²</td><td>図化幅 b = 〇〇m</td></tr><tr><td>水準測量</td><td>〇〇. 〇km</td><td>4級水準測量</td></tr></table>		作業項目	数量	備考	撮影 地図情報レベル〇〇〇〇	〇〇. 〇km ²	〇コース	撮影 地図情報レベル〇〇〇〇	〇〇. 〇km ²	〇コース	標定点測量	〇〇箇所		対空標識設置	〇〇箇所	地上設置	対空標識設置	〇〇箇所	樹上設置	図化面積 地図情報レベル〇〇〇〇	〇〇. 〇km ²	図化幅 b = 〇〇m	図化面積 地図情報レベル〇〇〇〇	〇〇. 〇km ²	図化幅 b = 〇〇m	水準測量	〇〇. 〇km	4級水準測量
作業項目	数量	備考																											
撮影 地図情報レベル〇〇〇〇	〇〇. 〇km ²	〇コース																											
撮影 地図情報レベル〇〇〇〇	〇〇. 〇km ²	〇コース																											
標定点測量	〇〇箇所																												
対空標識設置	〇〇箇所	地上設置																											
対空標識設置	〇〇箇所	樹上設置																											
図化面積 地図情報レベル〇〇〇〇	〇〇. 〇km ²	図化幅 b = 〇〇m																											
図化面積 地図情報レベル〇〇〇〇	〇〇. 〇km ²	図化幅 b = 〇〇m																											
水準測量	〇〇. 〇km	4級水準測量																											
(管理技術者) 第3-2条	1 管理技術者は、共通仕様書第7条によるものとし、測量士でなければならない。																												
(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-3条	(記載例－1) 2 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。 (記載例－2) 2 別紙〇に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。																												
	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。 （1）使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 （2）機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 （3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、（1）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。																												

作成要領及び留意事項						
内 容	契約書	共通仕様書				
・ 作業項目及び数量は、見積及び変更条件として不可欠であり、積算に使用したものを記載する。 ・ 測量作業規程第31条では「3級基準点及び4級基準点には、標杭又は標鋳を用いることができる。」としているので、3級基準点及び4級基準点については、永久標識の設置数を記載する。 ・ 測量作業規程第58条では「4級水準点及び簡易水準点には、標杭を用いることができる。」としているので、4級水準点及び簡易水準点については、永久標識の設置数を記載する。 ・ 歩掛調査は、「国営土地改良事業等の歩掛調査要領」に基づき、原則として国の職員が行うものであるが、当該業務の受注者等に調査票等の記入を行わせる場合は、次表を作業項目表に追加する。 <table><tr><td>作業項目</td><td>数量</td></tr><tr><td>歩掛調査</td><td>1 式</td></tr></table> ・ 測量作業においては、測量作業規程で測量士又は測量士補以外の者を技術者として従事させてはならないとあり、また主任技術者においては、測量士であり、かつ、高度な技術者と十分な実務経験を有する者でなければならない。よって測量業務のみの管理技術者は、測量士とする。 ・ 設計業務と一括発注する場合は、設計業務において管理技術者の配置を記載するので、この第3-2条（管理技術者）は省略する。又、調査業務と一括発注の場合は、当該業務が支配的な業務（業務価格が高価な場合）にあたる場合に配置する。 【予定価格が1,000万円を超える場合】 【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 ・ 業務内容を考慮し、必要に応じて記載する。	作業項目	数量	歩掛調査	1 式	第10条	第7条
作業項目	数量					
歩掛調査	1 式					

地形図作成業務特別仕様書記載例		
項	目	内 容
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条		(2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他
		この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作成要領及び留意事項		
内	容	契約書 共通仕様書
		第58条

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】

別紙○（第3-3条、5-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額